

## 加工・販売施設整備等支援事業について〈募集案内〉

### 1 内容

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う取引先の休業や業績悪化、消費者の意識や生活様式の変化に対応するため行う加工・販売施設等整備や、コロナ禍においても将来を見据え新商品の開発や市場開拓に取り組む農業者等への支援として、事業経費の一部を補助します。

### 2 事業区分

- (1) 加工・販売施設等整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）
- (2) 商品開発支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）

### 3 補助の対象となる方

- (1) 農業者
- (2) 農地所有適格法人
- (3) 複数の農業者で構成する団体
- (4) 上記1～3と実需者との連携体（商品開発支援事業のみ対象）
- (5) 市内を管轄する農業協同組合

（補足）・上記の1，2にあつては、旭川市内に住所を有すること。

・旭川市内において施設等を整備する事業であること。

・上記の3にあつては、代表者の定めがあり、規約等が整備されていること。また、代表者が旭川市内に住所を有すること。

※次のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ・本年度において、同じ事業区分の補助金交付申請を行っている方。※申請を取り下げた場合などを除く。
- ・過去3年度（令和元年度～令和3年度）において、同じ事業区分の補助金を2回以上交付されている方。※ただし、本年度後半期（10月以降）に追加募集を行うときは対象とする。

### 4 事業期間

令和5年2月28日までに完了する事業

※補助金の交付決定後の事業着手を原則としています。交付決定前の着手を希望する場合は、ご相談ください。

### 5 補助率及び補助額

#### ■加工・販売施設等整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）

事業費の2分の1以内、上限200万円以内。ただし、予算の範囲内で支給する。  
千円未満は切り捨てます。

#### ■商品開発支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）

事業費の2分の1以内、上限10万円以内。ただし、予算の範囲内で支給する。  
千円未満は切り捨てます。

## 6 補助対象事業

### ■加工・販売施設等整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）

農業者等が実施する農畜産物加工施設や加工機器の整備，農畜産物販売施設（直売所，飲食施設）の整備

- （１）農畜産物加工施設や加工機器，農畜産物販売施設を新規に整備する事業。
- （２）処理能力，品質向上のために行う施設改良及び機器類を更新する事業。
- （３）衛生対策のために行う施設改修及び機器類を更新する事業。
- （４）直売所の経営安定化のために行う施設改修及び機器類を整備する事業。

### ■商品開発支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）

農業者が自ら生産した農畜産物を活用して，自ら又は商工業者・流通業者（以下，実需者）と連携して取り組む次の事業

- （１）新商品開発
- （２）新商品の市場開拓

## 7 補助対象経費

### ■加工・販売施設等整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）

- （１） 施設設計費
  - （２） 施設建設費，付帯工事費
  - （３） 資材購入費
  - （４） 機器，設備取得費
  - （５） 経営診断費
- （補足）建物に附属しない広告塔等の設備，竣工行事，人件費等，加工・販売事業に直接関係しない経費は対象外とする。

### ■商品開発支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）

- （１）新商品開発
  - ア 試作原材料費
  - イ 機械装置，加工施設等の借上料
  - ウ 外注加工費
  - エ パッケージデザイン料
  - オ 検査分析費
- （２）新商品の市場開拓
  - ア 調査研究費
  - イ 広告宣伝費
  - ウ 展示会等出展費

（補足）人件費，支払利息，不動産・機械設備購入費，飲食費，経常的な事務所費等に係る経費は対象外とする。

## 8 有識者等への意見聴取について

専門的かつ総合的な見地から意見を聴取する必要がある場合には，次の方法により有識者等への意見

聴取を行います。

- ・申請書類の一部又は全部を有識者等の開示し、意見を聴取する。
  - ・有識者等を招へいし、申請者へのヒアリングを実施する。
- なお、意見聴取の主な項目については下記のとおりです。

項目	注意事項
<b>1 事業計画について</b>	
(1) 事業内容の具体性・妥当性	「何をどうしたいか」等、事業計画が明確になっているか。
(2) 事業内容の優位性	事業内容が類似のものと差別化が図られ、比較優位にあるかどうか。
(3) 消費者・実需者ニーズとの適合	消費者・実需者ニーズに基づいた事業であるか。
(4) 事業内容の革新性、創造性	事業内容が旭川地域では新規性があり、新たな需要を創出するものであるか。
<b>2 経営目標について</b>	
(1) 経営目標の妥当性	経営目標や売上の目標等の内容について。
(2) 目標達成の方策の具体性	目標達成のために方策がどの程度検討されているか。
<b>3 地域への波及効果について</b>	
(1) 地域の雇用が確保、創出されるか	事業実施により何らかの雇用が確保・創出されるか。
(2) 地域農業者との連携について	構成員及び地域の農産物の利用等、地域農業者への貢献について。
(3) 他の農業者の模範となる等、奨励すべき事業であるか	事業内容が、他の農業者の意欲向上等に効果があるかどうか。

## 9 募集期間

令和4年4月20日（水曜日）から令和4年12月21日（水曜日）まで（必着）

ただし、締め日（5月以降の毎月第4水曜日※12月のみ第3水曜日）ごとに審査、交付（不交付）決定を行い、執行可能な予算がなくなった時点で募集を終了します。

（補足）お問合わせや書類の発送は4月20日（水曜日）以前より対応が可能です。

## 10 申請書類提出後の流れ

交付申請書の提出を受けた後、書面審査を行うほか、必要に応じて現地確認及び有識者等への意見聴取を実施し、その結果を踏まえて採択・不採択の決定を行います。

## 11 申請書類等の受付

- (1) 事前に農業振興課（電話25-7438）にお問合せの上、所定の申請書及び関係書類を添えて、下記に掲載している提出先に持参又は郵送により提出してください。
- (2) 実施要綱、申請書等は旭川市のホームページからダウンロードできるほか、農業振興課でも配布いたします。

## 1.2 応募書類

### ■加工・販売施設等整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）

- (1) 補助事業交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号の1）
- (3) 収支予算書（様式第3号の1）
- (4) 納税対応状況申出書（様式第4号）
- (5) 交付決定前着手届（様式第12号）

（補足）事業を交付決定前に着手する場合のみ提出する必要があります。

- (6) 申請者が法人または複数の農業者で構成する団体の場合は定款の写し又は団体規約の写し
- (7) 前年度の決算関係書類（損益計算書、貸借対照表又はこれに準ずる書類）
- (8) 施設の図面の写し
- (9) カタログ等の導入機器等の詳細が確認できる書類
- (10) 導入機器等の見積書の写し（3者以上の業者からの見積書を添付すること）
- (11) その他、市長が必要と認める書類

### ■商品開発支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）

- (1) 補助事業交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号の2）
- (3) 収支予算書（様式第3号の2）
- (4) 納税対応状況申出書（様式第4号）
- (5) 交付決定前着手届（様式第12号）

（補足）事業を交付決定前に着手する場合のみ提出する必要があります。

- (6) 申請者が法人または複数の農業者で構成する団体の場合は定款の写し又は団体規約の写し
- (7) その他、市長が必要と認める書類

※ 令和3年度より提出書類への押印義務づけを廃止しています。

## 1.3 消費税の取扱いについて

納税対応状況申出書（様式第4号）において「1 免税事業者」、「2 簡易課税制度適用者」に該当する場合には、消費税の確定申告時に本事業実施に伴う仕入控除税額の控除を受けないため、消費税を含めた事業費が補助対象経費となります。

しかし「3 一般事業者」の場合には、一般的に消費税の確定申告において、本事業実施に伴う仕入控除の適用を行い、消費税の還付を受けることから、事業費のうち消費税額は補助対象経費に該当しません。

なお、実績報告後に消費税の確定申告により本事業に関する消費税等仕入控除税額が確定した場合は、本事業実施要綱第15条第3項に基づき、「消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第14号）」を提出し、当該金額を返還する必要があります。

また、消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合であっても事業が完了した翌年の5月末までにその旨を報告する必要があります。

【問合せ・提出先】 旭川市農政部農業振興課園芸係

〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目 水道局庁舎4階

TEL 0166-25-7438 / FAX 0166-26-8624

（受付時間 平日 8:45～17:15）